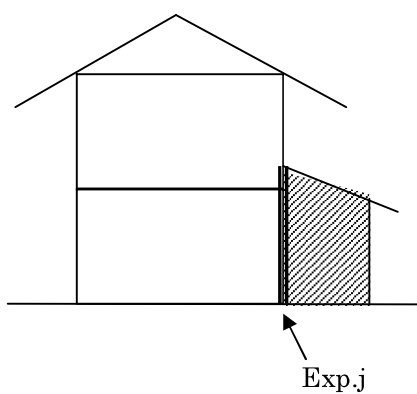


以下のような木造2階建て住宅の増築の場合は、いずれも中間検査対象外です。

(1) 増築部分(50 m²以下)は平屋建てで、エキスパンション・ジョイント等で既存部分と接続する場合



(2) 増築部分(50 m²以下)は平屋建てで、既存部分と構造上一体とする場合

